

## 『遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書』の概要

### ■ 目的

- ・ 遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に分配
- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献

### ■ 遺伝資源の利用

- ・ バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施

### ■ 範囲

- ・ 生物多様性条約の範囲の遺伝資源
- ・ 遺伝資源に関連する伝統的知識
- ・ それらの利用により生じる利益

### ■ 公正かつ衡平な利益分配

- ・ 相互合意条件（契約）に基づき当事者間で公正かつ衡平に分配

### ■ アクセス

- ・ 各締約国は、ABSに係る要求の法的確実性、明確性、透明性を確保

### ■ ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

- ・ 自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制に従って遺伝資源が利用されるよう適切な措置をとる。

### ■ 遺伝資源の利用に係る監視

- ・ 各締約国は、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定。
- ・ チェックポイントは、研究、開発、商品化などの各段階で情報収集する機能を持つ。

### ■ 特別の考慮

- ・ 非商業目的の研究
- ・ 緊急事態における特別の対応

### ■ 利益分配のための多国間メカニズム

- ・ 国境を跨ぐ遺伝資源の場合
- ・ 事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益分配を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討。

